

ミャンマー・ティラワ SEZ 開発事業  
JICA ガイドラインの遵守審査における確認事項について  
補足説明

2014 年 9 月 29 日

メコン・ウォッチ

現在、異議申立審査役が調査中である「ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」および「ティラワ経済特別区（SEZ）整備事業」（以下、両事業を合わせて「本事業」）に関し、「紛争解決に向けた対話の促進」と並び、異議申立手続きの重要な要素の一つである「ガイドライン遵守にかかる事実の調査」にあたって、審査役にご確認いただきたい 10 項目について、2014 年 8 月 8 日付の書面にて情報提供させていただきました。

以下、同書面の項目 3 「『RAP（RWP）ドラフト版の公開時期・期間の不備』による意思決定への適切な参加の欠如」に関連し、主に、移転・補償合意文書への署名時期、補償受け取り時期の経緯について、補足説明させていただきます。今後の調査において、以下の情報も踏まえたガイドライン遵守の審査を行なっていただけますようお願い致します。

なお、本書面のなかで例示した合意文書の写しには、個人情報があるまま含まれておりますため、御取り扱いには十分ご注意くださいよう、予めお願い申し上げます。

（2014 年 8 月 8 日付書面より抜粋）

項目 3. 「RAP（RWP）ドラフト版の公開時期・期間の不備」による意思決定への適切な参加の欠如

**確認事項**

- RAP 最終化前に合意取得／移転作業が始まり、補償内容が既成事実化
  - RAP ドラフト要約版のみが公開された段階で、移転・補償合意文書への署名開始（9 月末）
  - RAP ドラフト版全文の公開前／公開・コメント受付中（11/4～22）に移転作業（補償支払い、家屋の建築）開始
- 「補償・支援枠組みへの合意」とは別途「最終合意」があるということに関する住民の認識度（実際、現在まで、「最終合意」は取り交わされていない）

（補足説明）

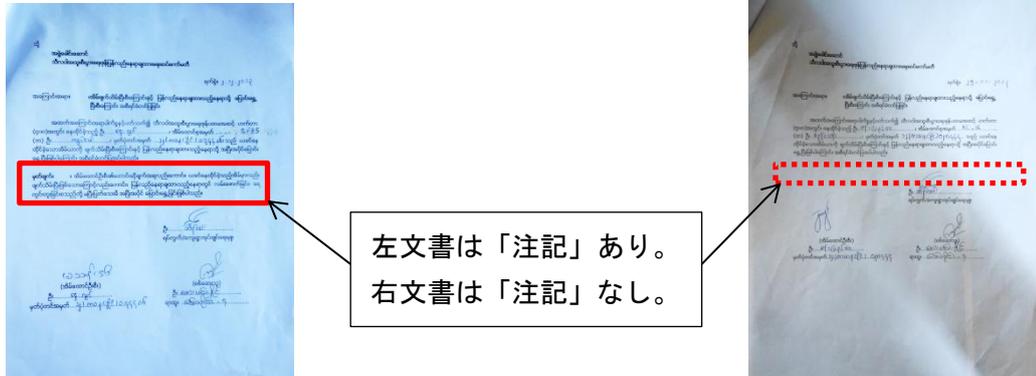
以下、主にメコン・ウォッチの移転地での聞き取り（2014 年 8 月 21、22 日）を基にした情報です。

- 2014 年 8 月初めから現地政府当局が移転地にて、各世帯への各合意文書の手交を開始。手交されているのは、以下の文書一式。
  - ① A4 用紙タテ 3 枚の補償合意文書（本人の署名は最後のページに 1 箇所）
  - ② A4 用紙ヨコ 4～5 枚の補償項目リスト
  - ③ A4 用紙タテ 1 枚の移転合意文書（本人の署名は 1 箇所）
  - ④ A3 用紙ヨコ 1 枚の各補償項目・補償支払金額のリスト（補償は概ね 2～3 回に分けて支払われており、受領時に毎回署名しているため、本人の署名も概ね 2～3 箇所。**1 回目の補償支払い・署名は、ほぼ全員 2013 年 10 月 25 日**、つまり、RAP ドラフト版全文の公開前。2、3 回目の支払い・署名は 11 月～12 月と幅がある。）

- 移転世帯中約 20 世帯は依然として、上記の合意書一式を受領していない。主な理由は、上記③の文書に「注記」があるものと無いものがあり、その相違についての説明を現地政府当局に求めたものの、回答がなかったため、移転世帯自らが受領を拒んだというもの。（注記の内容は、「道路や水が未整備であることは承知している」という趣旨。）

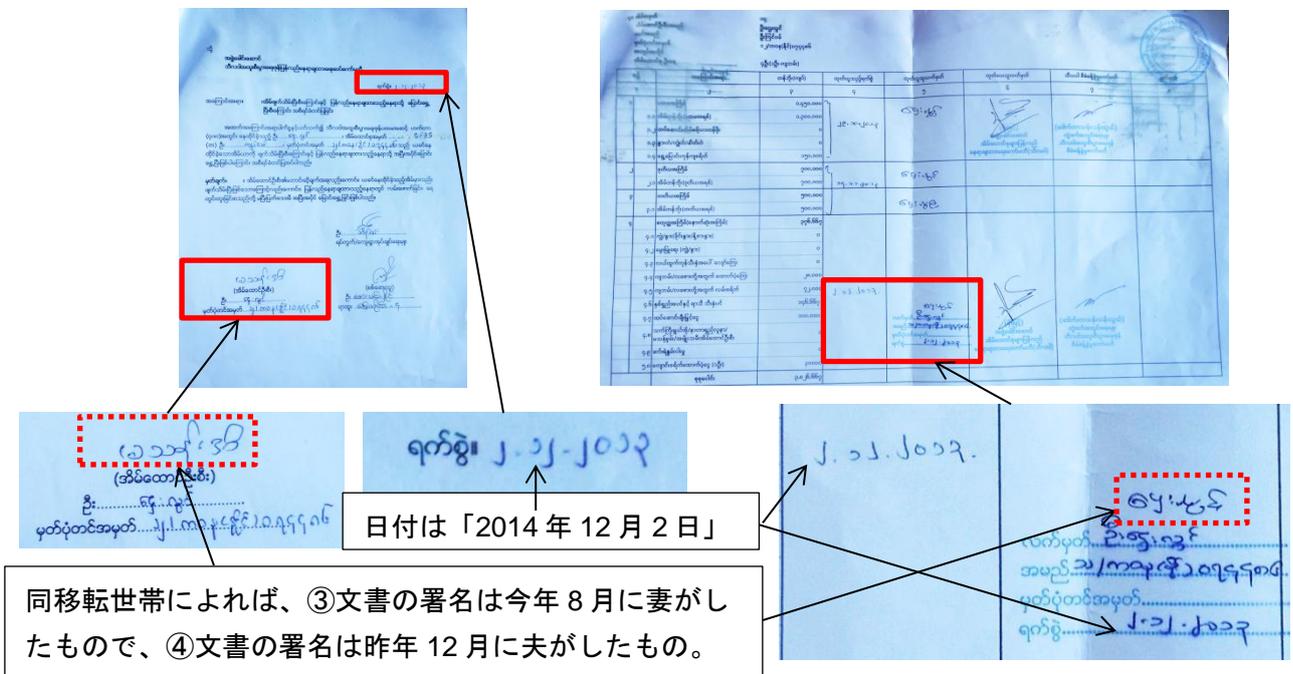
※政府当局による説明がなされるべき。

(参考) 上記③の文書 2 種類



- 2014 年 8 月以降に移転地で行なわれた現地政府当局による各世帯への合意文書の手交にあたり、上記③の文書について、「住民が実際に署名した日の日付」と「文書に記載された日付」が異なっている例が複数確認された。
  - メコン・ウォッチの聞き取りでは、8 月の合意文書手交時に上記③の文書への署名をしたという世帯が複数確認されたが、上記③の文書には、最後に補償支払いを受けた日付（つまり、上記④の文書の最下部欄に記された日付）が記載されていた。
  - 住民によれば、日付は本人が記載したものではないとのことだった。

(参考) ある移転世帯の上記③文書 (左)、および、上記④文書 (右) における署名と日付



- 上記の例からも、実際に移転合意に署名したのは、移転後、数ヶ月が経過した後であった世帯もいたことが示唆され、移転プロセスにおいて、移転合意がとれていなかった、つまり、住民の意思決定への適切な参加が欠如していた可能性が懸念される。

(以上)